14 井上 保(17) 1. 富士市地区まちづくり活動推進条例制定の意義と効果につ 市	
いて 人口減少・少子高齢化が進み、ライフスタイルも多様化す る中で、地域の暮らしを支えてきた地域自主組織の役割が変 化してきていることが指摘されている。 こうした中、富士市は平成19年9月に富士市地区まちづく りセンター条例を制定し、各地区にまちづくりセンターを設 け、平成24年3月には地域の力とが増進計画(第上市まちづく り活動を中心的に推進するためとして、住民自治組織しまちづくり活動を中心的に推進するためとして、住民自治組織しまちづくり活動を中心的に推進するためとして、住民自治組織しまちづくり活動を中心的に推進するできた。 そして、さらに平成28年11月にはまちづくり協議会の組織などを内容とする富士市地区まちづくり協議会の組織などを内容とする富士市地区まちづくり活動推進条例を施行した。 条例施行後3年以上が経過する。改めてこの条例副定の意義と効果について質問する。 (1)条例制定の背景・目的について ① 「地域力の眩下が危惧される」とあるが、どのような点を促え、どのような基準をもって危惧するのか。その内容を具体的に説明されたい。 ② 「地域の当まユニティの活性化」とあるが、そのために必要とされる機能は何か。また、その機能の働きを何を基準として評価するか。 ③ 「地域の課題」としてどのような課題を起定しているのか。 (2)まちづくり協議会は平成26年度において設立され、その後、本条例が施行された。条例に定められた内容と各地区まちづくり協議会の内容の整合は図られているか。本条例の路を対照させ、どのような速いが指摘されるか。本条例の路を20年のまちづくり協議会を批除するものとなっていた。その考えの内を1に組織されてきたまらづくり協議会を批除するものとなっていた。その考えのもとに組織されてきたまらづくり協議会と条例の定めとの違いによる支障はないのか。また、「市民等」の定義は実施と合っているのか。。 ③ 「相当数の市民」とは、全体の加入者をどう地鑑しているか、市はどのようにして地域代表性を認めているのか。	が ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・

順位	氏名	(議席)		発	言	0)	要	旦日		答	弁	者
1 4	井上	保(17)	握し ⑥ に (3) 本名 をどの	ている 「透明性の 具体的に 会例施行 )ように	か。 の高い運行 どのようれ から3年を	営」が求 な手続を 余が経過 いるか。	なめられて 水めてい したが、	ているが、 いるのか。 条例化に	態をどう把 そのため こよる効果 いてどのよ	<i>72</i> <b>4</b>	び 当 部	長

順位	氏名 (議席)	発 言 の 要 旨	答弁者
順位 15	氏名(議席) 小野由美子(21)	発 言 の 要 旨  1. 振り込め詐欺・悪質商法から市民を守るためのさらなる施策の展開について富士市では、同報無線広報ふじで振り込め詐欺や悪質商法への注意喚起が行われ、テレビや新聞で特殊詐欺による被物報道されていますが、不審な電話やはがき、押し買いや物品販売の訪問などが後を絶ちません。富士市においては、平成29年度に富士市消費者教育推進地域協議会を立ち上げ、平成31年度には第2次富士市消費者教育推進地域協議会を立ち上げ、平成31年度には第2次富士市消費者教育推進地域協議会を立ち上げ、平成31年度には第2次富士市消費者教育推進地域協議会を立ち上げ、平成31年度には第2次富士市消費者教育推進地域協議会を立ち上げ、平成31年度には第2次富士市消費者教育推進地域的推進計画を策定し、福祉・教育・市民・事業者で連携して消費者教育の強化を図っております。しかし、現状では、民生委員や訪問介護、ケアマネジャ気が出ている状況を、消費生活センター等の接続の疑いや困っている状況を、消費生活センターが相談を受けた際に、福祉部門などへの連携が必要だと感じても、小状態です。同同様に、警察が担いの情報提供はできません。また、消費生活センターが相談を受けた際に、福祉部門などへの連携の情報とはできません。そこで、消費者庁は、消費生活センターに来た情報や相談、福祉の現場で得られた情報、さらには警察が押収し得られた情報などを必要な部署につなげ、共有することで、特殊詐欺の未然防止や救済を行うために、平成28年4月に改正消費者安全法を施行しました。そして、同法第11条の4を根拠に費者安全確保地域協議会を入口5万人以上の全市町に設置する主とを政策目標により、消費者安全法の施行に基づき、静岡県は全工とを政策目標により、消費者安全法の施行に基づき、静岡県は全工とを政策者では、対象者を発展しました。対象者に関する個人情報をと述ずしることを願い、以下質問します。	答     市及担       お     び当       表     長
		(1) 富士市の特殊詐欺被害の動向を伺います。 (2) 富士市消費者教育推進地域協議会を設置してから3年になりますが、その成果と実績と課題等について伺います。 (3) 消費者庁によると、富士市に既に設置している富士市消	
		費者教育推進地域協議会の構成員の了承を得れば、消費者 安全確保地域協議会設置報告を消費者庁に行うだけで、富	

順位	氏名 (議席)	発 言 の 要 旨	答	弁	者
15	小野由美子(21)	<ul> <li>士市消費者教育推進地域協議会は消費者安全確保地域協議会の機能を併せ持つことができるようになるとのことです。</li> <li>その結果、協議会は、消費者教育推進法と改正消費者安全法第11条の2の両方の機能を併せ持つことが可能となり、必要なところへ必要な情報がつながり、特殊詐欺被害の未然防止ができるようになります。静岡県の協議会設置により、富士市も消費者安全確保地域協議会の設置を検討すべき時期に来ていると考えますが、市当局の見解を伺います。</li> <li>(4) 静岡県消費者安全確保県域協議会の構成員である静岡県警は、振り込め詐欺撲滅指導員(令和2年度より特殊詐欺撲滅指導員)を富士市内の各まちづくり協議会への配置を依頼しています。本市での振り込め詐欺撲滅指導員の配置状況と富士市の担当部署及び関わりを伺います。</li> </ul>		び 当 部	長長

順位	氏名 (議席)	発 言 の 要 旨	答弁者
16	鳥居 育世(1)	1. 乳がん検診の拡充と受診率の向上について 国民の2人に1人ががんになり、3人に1人ががんで亡くなる時代となってきました。誰もがいつ、がんを発症してもおかしくない状況で早期発見・早期治療は罹患者の生存率を上げるだけでなく、いち早い社会復帰へもつながります。厚生労働省でも、がん検診の受診率を50%以上とすることを間標に、がん検診を推進しています。 生労働省でも、がん検診の受診率を50%以上とすることを目標に、がん検診を推進しています。 女性特有の乳がんや子宮がんも例外ではありません。乳がんの罹患率は年々増え続け、50年前は50人に1人の割合だったものが、11人に1人にまで増えています。また、30歳から64歳の女性の死亡原因のトップが乳がんとなっています。子宮がかとは違い、30歳代から64歳の女性の死亡がんとは違い、30歳代から50歳代後半にピークを迎えます。最近では20歳代や閉経後も増え、70歳代にも罹患者が増えてきています。富士市でも各種がん検診を進めています。年齢に応じてリスクの高くなる年代に合わせ、がんドック検診やセット検診を受けられるようがん検診等受診券や、無料クーポンタの高くなる年代に合わせ、がルドック検診やセット検診を受けられるようがん検診等受診券や、無料クーポンタを発行しています。また、子宮頸がんでは20歳以上は年1回、41歳以上は2年に1回助成され、乳がんは40歳以上で前年度検診を受けていない人が助成の対象となり、41歳になる方は全員無料で検診が受けられます。 また、子宮頸がんでは20歳以上は年1回、41歳以上は2年に1回助成され、乳がんは40歳以上で前年度検診を受けていない人が助成の対象となり、41歳になる方は全員無料で検診を受けられます。このには重日の検診も主た、平日の検診も大でも予約ができるようになり後にでいると思いますが、残念ながら受診率はよりたでもようが、異のでしまうか。は方ななりについて、富士市での検診の拡充と受診率の向上に向けて、以下質問いたします。 (1)乳がん検診の啓発活動について、日曜日の検診回数の拡充やレディース検診の回数の拡充などは検討されているのでしょうか。 ② 乳がん検診の啓発活動について、どのような啓発活動を行っているのでしょうか。	市及担当のおけられています。

順位 氏名 (議席) 発 言 の 要 旨	答弁者	至
本市においては、昨年4月、持続可能な発展をしていくた め、2015年に国連サミットで採択された、先進国を含む国際	及び	長長長

順位	氏名 (議席)	発 言 の 要 旨	答弁者
1 8	萩野 基行 (8)	1. 階段への滑り止めの設置について 先日、ロゼシアターと中央公園に架かる歩道橋の階段で 滑って転んだというお話をいただきました。幸いけががな かったため問題なく済みましたが、今後、高齢者が増えるに 当たり、このような専例が増えてくると考えます。 そこで以下お伺いします。 (1) 市内にこのような問題が起こる可能性のある階段はどれ だけあるか。 (2) 問題の可能性がある階段に、滑り止めをつけてはいかが か。 2. 「紙のまち富士市」として、紙を利用した環境保全について 近年、脱プラスチックと称し、全世界で様々な取組が行われております。 本市におきましても、SDGsを掲げ、環境問題に熱心に 取り組んでいただいておりますが、全世界、全国で環境問題が 取り沙汰されている今こそ、紙のまち富士市を生かして、 環境保全に取り組むことが富士市のPRにもつながると考えます。 そこで、以下伺います。 (1) 平成30年6月定例会の稲葉議員の一般質問で、庁舎内の コンビニエンスストアにレジ袋を紙袋に変更するよう、お 願いをするということでしたが、どのような回答をいただいたのか。 (2) 今年の7月1日から全ての小売店のレジ袋(プラスチック質物袋)が有料化されます。そこで、市内小売店に紙袋 の推奨、またコスト面から有料袋にブラスチック袋ではなく紙袋を推奨してはいかがか。 (3) 富士市内には多くの製紙業、紙加工業があります。紙のまちをアピールすることができるのが、本市の特徴と 考えます。そこで、市内企業で取り扱っている紙製品はどのようなものがあるか。 (4) 市内全域での脱プラスチックを目指したいところですが、まず初めに富士市主催のイベント、富士まつりやふ さんめつせ、中央公園で行われる各種イベントから、脱プラスチック宣言として、ブラスチックを器を根絶してはいかがか。 (5) 紙のまち富士市として、企業とタイアップしながら、紙 産業の発展、環境保全を考える専門の部署を新設してはいかがか。	市 長 及 び